6/30 朝日

論説

2023・6・30

改正入管法

難民審査に独立機関を

入管難民法が改正され、迫害から日本に逃れてきた人たちの命が危険にさらされつつある。国会審議では現行の難民審査に疑義も生じた。政府は難民を認定する独立機関の設立を検討すべきだ。

一年以内に施行される改正法の柱は、難民認定申請を原則二回までに制限した点。従来は難民条約にのっとり、申請回数や理由にかかわらず、申請中の送還は許されなかった。

政府は一部外国人が日本にとどまるため、制度を乱用していると主張し、回数制限に踏み切った。

しかし、国会審議を通じて「乱用」という立法の根拠は揺らぎ、逆に入管庁の不透明な審査実態が明らかになった。問題点を放置したまま申請回数を制限すれば、深刻な人権侵害を招きかねない。

難民不認定とした入管庁の判断を巡り争われた行政裁判のうち、裁判所が取り消しを命じたのは昨年までの五年間で五件に上る。

申請者の不服申し立ては難民審査参与員が審査するが、不認定判断を支持する傾向が強い参与員に同庁が集中的に審査を依頼していた事実も判明した。各地の入管に送還人数がノルマとして設定されていたことも分かった。

そもそも難民の保護が目的の難民審査と、送還を含めて在留を管理する入国審査を同一組織が担うこと自体が構造的に矛盾する。

政府は三回目以降の申請中にも送還可能な仕組みを持つフランスを例に挙げたが、フランスでは一次審査と不服申し立ては別機関が扱う。難民認定率も昨年の場合、日本の約十倍だ。

恣意的な審査を排するには、独立した第三者機関設置を求める野党案を再び議論の俎上に載せる必要がある。併せて収容に司法を介在させることや収容期間に上限を設けることなども検討すべきだ。

政府は永住につながる在留資格「特定技能2号」の対象を二分野から十一分野に拡大することを閣議決定した。少子高齢化に対応して、労働力として迎え入れる外国人に門戸を広げるためだ。

ただ外国人労働者の確保を巡る国際競争は激化している。円安で賃金の優位性も失った上、人権軽視が続けば、日本が働き先に選ばれる可能性は低くなる一方だ。

岸田政権は人権感覚の入管行政が日本社会に与える悪影響を直視し、「共生の哲学」に基づいて入管制度を再構築する必要がある。